



(太宰府)

大宰府および大宰府史跡の性格についてはすでに周知のところであらうし、ここでは省略する。不丁地区は、その字名が府庁に音通することから政庁関係施設が存在が予想され、一九七一年度の第一七次調査に続き、一九八二年度から八五年度にかけて太宰府市の観世音寺地区土地画整理事業に伴い、のべ七次にわたる発掘調査を実施した。この調査では合計一七二点の

福岡・大宰府跡（不丁地区）

- 1 所在地 福岡県太宰府市大字観世音寺字不丁
- 2 調査期間 第一二四次調査 一九九〇年（平二）一〇月
- 3 発掘機関 九州歴史資料館
- 4 調査担当者 栗原和彦ほか
- 5 遺跡の種類 官衙跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代～平安時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

木簡を検出したが、その概要や不丁地区の性格などについては本誌の第六・八・九の各号において報告しているので、それを参照されたい。

今回の調査は住宅建設に伴うもので、第八五次調査区に南接する地域の約一二〇㎡について実施した。その結果、発掘区の西寄りでは本調査区より北の調査で既に知られている南北溝SD二三四〇の南への延長部約七m分を検出した。これで総延長は約一四一mを確認したことになるが、それはさらに発掘区外の南方に伸びている。西側は発掘区外にあたり、その端部を確認することはできなかった。西で、本来の幅は明らかでないが、現状では約五・二m、深さは約一・五mを測り、規模的には既検出部と大差ない。発掘区の面積が限られていたこともあって、検出遺構はこれのみで、とくに溝の東側では全く認められない。この事実は当該地が広場であったと判断した過去の調査結果を追認したものといえる。

このためか、出土遺物は比較的少なく、木簡を除けば、特記すべきものは見られない。土器は細片が大半を占めていたが、既出の木簡でも水中を流されたことによって受けたと思われる損傷が多く見られたように、廃棄の理由や場所はともかくとして、これは溝中を流れたことによって損傷したものであろう。

溝の埋土は大きく四層に分けられ、木簡は最下層から一二点、下層から二点の合計一四点を検出した。このほかにも本来は木簡の一

木簡一四点のうち、四点は〇三二型式、六点が〇三九型式、四点が〇八一型式に分類できるが、後者の一点はその記載内容から本来は〇一一型式に属するものではないかと考えられる。また墨書された文字からいえば、判読できるものは少なく、釈文の体裁をなしているものは後掲の七点にすぎない。判読できないものを含め、いずれも何らかの損傷を受けているが、その理由は前述のような溝中から出土したことによるのであろう。

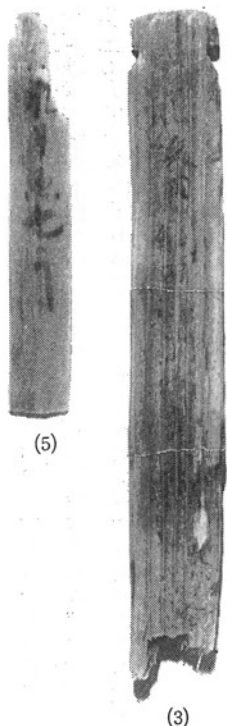
8 木簡の釈文・内容

- (1) ●
鳥鳥力
☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐
〔夫力〕
☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐
(147) × 28 × 3 081
●
☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐
- (2) ☐☐☐
(65) × (17) × 5 081
- (3) 「肥後国飽田」
郡力
☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐
(237) × 34 × 7 039
- (4) 「
年力
☐☐☐☐☐五斤」
131 × 29 × 4 032
- (5) 「乾魚七斤」
年力
142 × 23 × 3 032

- (6) $\begin{array}{c} \bullet \\ \vee \end{array} \begin{array}{|c|c|c|c|} \hline \square & \square & \square & \square \\ \hline \end{array}$ 石
 $\begin{array}{c} \bullet \\ \vee \end{array} \begin{array}{|c|} \hline \square \\ \hline \end{array}$ $\left[\begin{array}{c} \text{籠} \\ \text{力} \end{array} \right]$
 $95 \times 31 \times 6$ 032
- (7) $\begin{array}{c} \vee \\ \square \end{array} \begin{array}{|c|c|c|c|} \hline \square & \square & \square & \square \\ \hline \end{array}$ 七斤
 $222 \times 28 \times 5$ 032

(1)は表裏ともほぼ全面に墨書されているが、墨痕の濃さに反して、全体的に判読しがたい。第一面の第二、三字は「鳥」と推定され、また各文字の形状からして習書とみなしてよいだろう。とすれば、この原形は〇一一型式に属するものかもしれない。

(3)は下端部を欠くが、他は原形をとどめている。腐蝕のため、文字を確認できたのは前掲の釈文のとおりであるが、残存の墨痕などから本来は「肥後国飽田郡調綿壹佰屯 □□□□」と記されていたと考えられる。平城宮跡では西海道諸国から納められた調綿の荷札が多数出土しているが、それらには書式、材質、形態、書風などの点で国と年次をこえた共通性が見られ、大宰府で一括して作成されたものと指摘されている。この想定が認められれば、これは大宰府における調綿関係木簡としては初見資料ということになる。しかし平城宮跡出土木簡ではおおむね「某国某郡調綿壹佰屯」の下に「四兩」及び年紀を双行に記すのが一般的であるが、(3)の場合最下段の右側に四文字程度の墨痕は見られるものの、左側には全く墨痕が認められない。このような書式など、この木簡については検討を要する点が少ない。このようにSD二三四〇出土木簡はいずれも大宰



府で作成されたと推定されるので、これが調綿に関するものとすれば、その出土の意味についても検討しなければならない。
(4)・(7)の四点はいずれも何らかの物品の量を示していると考えられるが、(5)の乾年魚を除き、品名については明らかでない。

9 関係文献

九州歴史資料館『大宰府史跡 平成二年度発掘調査概報』(一九九

一年)

(倉住靖彦)

福岡・観世音寺跡(東辺中央部)



(太宰府)

観世音寺地区については

観世音寺は天智天皇が朝倉橘広庭宮で崩じた斉明天皇追善のために発願した寺院で、天平一八年(七四六)に完成した。大宰府管内寺院の筆頭に位置づけられ、その戒壇院は日本三戒壇の一に数えられた。平安前期までは栄えたが、その後は次第に衰微した。現在、この付近は「観世音寺境内および子院跡」として国の史跡に指定されている。

- 1 所在地 福岡県太宰府市大字観世音寺字今道
- 2 調査期間 一九八九年(平一)三月～八月
- 3 発掘機関 九州歴史資料館
- 4 調査担当者 石松好雄ほか
- 5 遺跡の種類 寺院跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代～室町時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要